

令和
五條市議会第一回三月定例会会議録(第四号)
七 年

議事日程(第四号)

令和七年三月二十五日(火曜日) 午前十時開議

- 第一 議第二十一号 令和六年度五條市一般会計補正予算(第十号)議定について
- 第二 議第十二号 五條市国民健康保険条例の一部改正について
- 議第十六号 五條市立老人憩の家条例の廃止について
- 議第十七号 五條市大塔赤谷オート・キャンプ場条例の廃止について
- 議第十九号 財産の処分について
- 議第二十二号 令和六年度五條市国民健康保険特別会計補正予算(第一号)議定について
- 議第二十三号 令和六年度五條市介護保険特別会計補正予算(第三号)議定について
- 議第二十四号 令和六年度五條市後期高齢者医療特別会計補正予算(第二号)議定について
- 議第二十五号 令和六年度五條市水道事業会計補正予算(第一号)議定について
- 議第二十六号 令和六年度五條市下水道事業会計補正予算(第一号)議定について
- 第三 議第三号 五條市議会議員及び五條市長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の制定について
- 議第五号 五條市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について
- 議第七号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 議第八号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 議第十号 ふるさと五條市応援基金条例の一部改正について
- 議第二十七号 令和七年度五條市一般会計予算議定について
- 議第二十八号 令和七年度五條市国民健康保険特別会計予算議定について

- 議第二十九号 令和七年度五條市墓地事業特別会計予算議定について
- 議第三十号 令和七年度五條市介護保険特別会計予算議定について
- 議第三十一号 令和七年度五條市大塔診療所特別会計予算議定について
- 議第三十二号 令和七年度五條市農業集落排水事業特別会計予算議定について
- 議第三十三号 令和七年度五條市後期高齢者医療特別会計予算議定について
- 議第三十四号 令和七年度五條市下水道事業会計予算議定について
- 第四 同第一号 五條市公平委員会委員の選任について
- 第五 推第一号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて
- 推第二号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて
- 推第三号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて
- 第六 発議第一号 性犯罪の再犯防止の取組への支援の強化を求める意見書について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（十二名）

七番	六番	五番	四番	三番	二番	一番
岩	窪	吉	谷	中	秋	仲
本		田		山	本	山
	佳		勝	俊	直	
孝	秀	正	啓	樹	嗣	嘉

欠席議員（なし）

説明のための出席者

市長	副市長	教育長	理事	技監	市長公室長	総務部長	危機管理監	すこやか市民部長	あんしん福祉部長	産業環境部長	都市整備部長	教育部長	西吉野支所長
平岡	塚上	井田	石田	原田	西本	櫻本	平己	馬場	谷口	池嶋	上井	名迫	岡田
清司	勝彦	恵人	茂彰	豊雄	久樹	茂樹	富長	由美	久美			雅浩	民長

八番	九番	十番	十一番	十二番
福山	吉田	藤富	大谷	
塚口	耕司	雅範	美子	龍雄
実				

事務局職員出席者

大塔支所長	泉	井	伸	之
会計管理者	榮	林	淳	子
水道局長	柴	田	裕	彦
事務局長	久	保	雅	彦
事務局次長	辰	巳	大	輔
事務局総務係長	神	農	典	子
事務局総務係員	番	匠	悠	輝
速記者	福	本	光	希

午前十時開会

○議長（岩本 孝）ただいまから去る十日の散会前に引き続き、本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

初めに、やまと広域環境衛生事務組合議会の報告があります。（「八番」の声あり）八番、福塚 実議員。

〔八番 福塚 実登壇〕

○八番（福塚 実）議長から発言の許可をいただきましたので、去る二月十九日午後二時五十分から、やまとクリーンパークにおいて開催されました、令和七年やまと広域環境衛生事務組合議会第一回定例会の概要を報告いたします。

会議では、南議長の開会宣告に続き、管理者の山田御所市長から議会招集の挨拶があり、開議宣言、会議録署名議員の指名が行われ、会期を一日とすることが決定されました。

続いて議案審議に入り、「やまと広域環境衛生事務組合個人情報保護に関する法律施行条例の一部改正」については、法律の改正に伴い、文言の整理を行うものであるとの説明があり、質疑及び討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決されました。

次に、「令和六年度やまと広域環境衛生事務組合一般会計補正予算（第一号）」につきましては、健康増進施設事業者の選定に際し、期間

の延長等により必要な事業費を追加するものであるとの説明があり、質疑及び討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決されました。

次に、「令和七年度やまと広域環境衛生事務組合一般会計予算」については、歳入歳出予算の総額をそれぞれ十億七千二百三十八万円とするもので、歳入の主なものとしては、構成市町負担金八億八千八百二十五万二千円、他市町村負担金五千五百十四万三千円、売電収入八千五百万円等で、歳出の主なものとしては、健康増進施設費三千二百八十九万九千円、基金積立金一億四千四百五十万円、ごみ処理費七億七千四百六十五万円等であるとの説明があり、大谷議員から、健康増進施設事業負担金三千二百六十八万七千円の内訳について質問があり、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決されました。

次に、追加議案として植田昌孝議員から提出された「やまと広域環境衛生事務組合議会個人情報保護条例の一部を改正する条例」につきましては、法律の改正に伴い、文言の整理（一部改正）を行うものであるとの説明があり、質疑及び討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決されました。本会議は閉会いたしました。

なお、会議資料等につきましては、事務局に保管いたしておりますので、後刻、御清覧願います。

以上、概要を申し上げまして、令和七年やまと広域環境衛生事務組合議会第一回定例会の報告といたします。ありがとうございました。

○議長（岩本 孝） 以上で、やまと広域環境衛生事務組合議会の報告を終わります。

次に、奈良県広域水道企業団議会の報告があります。（「十番」の声あり）十番、吉田雅範議員。

〔十番 吉田雅範登壇〕

○十番（吉田雅範） 議長から発言の許可をいただきましたので、去る二月二十日午後一時から奈良県コンベンションセンターにおいて開催されました令和七年二月奈良県広域水道企業団議会臨時会の概要を報告いたします。

初めに、企業長である山下奈良県知事から議会招集の挨拶があり、本会議は、企業団設立後の初めての議会であるため、最年長議員である大和郡山市の東川勇夫議員が臨時議長となり議長の選挙を行い、私、吉田雅範が議長に選出されました。

次に、議席の指定、会議録署名議員の指名の後、会期を一日とすることが決定されました。

次に、副議長選挙が行われ、平群町の山本隆史議員が選出されました。

次に、議案審議に入り、まず、議員提出議案として「奈良県広域水道企業団議会会議規則」については、提案理由の説明は省略し、簡易表決の結果、原案のとおり可決しました。

続いて、企業長提出議案として予算に関する議案一件、条例の制定に関する議案三十二件、監査委員の選任の同意を求める議案一件、専決処分した条例の報告・承認六件について一括して審議され、山下企業長から提案理由の説明の後、通告のあった大和高田市の向川征秀議員、斑鳩町の木澤正男議員及び動議により、高取町の新澤良文議員が質疑を行い、討論はなく起立による採決の結果、全員起立でいずれも原案のとおり可決・同意・承認され、本会議は閉会いたしました。

なお、会議資料等につきましては、事務局に保管しておりますので、後刻、御清覧願います。

以上、概要を申し上げまして、令和七年二月奈良県広域水道企業団議会臨時会の報告といたします。ありがとうございました。

○議長（岩本 孝）以上で、奈良県広域水道企業団議会の報告を終わります。

次に、南和広域医療企業団議会の報告があります。（「十一番」の声あり）十一番、藤富美恵子議員。

〔十一番 藤富美恵子登壇〕

○十一番（藤富美恵子）議長から発言の許可をいただきましたので、去る二月二十七日、午後二時から南奈良総合医療センターにおいて開催されました、南和広域医療企業団議会令和七年第一回定例会の概要を報告いたします。

本会議では、初めに、南和広域医療企業団杉山企業長から議会招集の挨拶があり、議長から開会宣告、開議宣告、議席の指定及び会議録署名議員の指名の後、本定例会の会期を一日とすることが決定されました。

次に、新たに南和広域医療企業団議会の議員に選出された、下市町の榎北議員及び天川村の銭谷議員が総務委員会委員へ選任され、委員長に天川村の銭谷議員が選出されました。

次に、議案審議に入り、「令和七年度南和広域医療企業団病院事業会計予算」については、収益的収支では、収入を百十五億五千六百五十六千円、支出を百十七億二千三百二十四万九千円とするもので、当年度純損失は一億六千七百九十九万三千円となっており、一方、資本的収支は、収入で六億六千八百万三千円、支出で八億七千五百六十一万七千円を計上しており、支出に対して収入が不足する額二億七千六百六十一万四千円については、損益勘定留保資金で補填するものであります。

また、「南和広域医療企業団職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例」については、雇用保険法の改正に基づき、就業促進手当に相当する退職手当の支給対象者の範囲変更を行うための改正であります。

また、「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」については、刑法等の一部を改正する法律の施行に基づく関係条例の一部改正であります。

また、「南和広域医療企業団病院事業料金徴収条例の一部を改正する条例」については、病院収益の改善を目的とした南和地区外からの入院患者に対する個室利用料の引き上げのための条例改正であります。

また、「南和広域医療企業団監査委員の選任につき同意を求めること」については、現在の監査委員である高野 馨氏を引き続き監査委員に選任するため同意を求めるものであるとの説明がありました。

以上、提出された五議案については、慎重審議を期するため、総務委員会に付託されました。

総務委員会では、付託された五議案について慎重審議を行い、各議案とも原案どおり可決、同意することに決しました。

その後、本会議が再開され、総務委員会に付託された五議案について採決を行い、それぞれ原案のとおり可決、同意されました。

最後に、総務委員会からの議会議決中の継続審査事項についての申出が可決され、本会議は閉会いたしました。

なお、会議資料等につきましては、事務局に保管いたしておりますので、後刻、御清覧願います。

以上、概要を申し上げまして、南和広域医療企業団議会議令和七年第一回定例会の報告といたします。ありがとうございました。

○議長（岩本 孝）以上で、南和広域医療企業団議会議の報告を終わります。

次に、奈良県広域消防組合議会の報告があります。（「一番」の声あり）一番、仲山 嘉議員。

〔一番 仲山 嘉登壇〕

○一番（仲山 嘉）議長から発言の許可をいただきましたので、去る二月二十七日午後二時から奈良県広域消防組合消防本部において開催されました、令和七年奈良県広域消防組合議会議第一回定例会の概要を報告いたします。

会議では、初めに議長の会議成立宣言の後、管理者の亀田樫原市長から議会招集の挨拶がありました。

日程に入り、会議録署名議員の指名に続き、議会運営委員会委員長からの報告を受け、会期を二月二十七日の一日限りとすることが決定しました。

次に、議長諸報告及び管理者の諸報告については、資料の清覧をもって報告に代える旨の説明がありました。

次に、一般質問があり、田原本町議会の竹邑議員から、「署員の懲戒処分基準」及び「市町村分担金の割合算定項目」について質問がありました。

次に、「権利の放棄の専決処分の報告」については、組合管理ののぼり旗二本が焼損され賠償請求を行うも支払われず、今後回収が見込めないため、一千七百九十一円の債権を放棄する専決処分の報告がありました。

次に、「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」、「奈良県広域消防組合の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正」、「奈良県広域消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」及び「奈良県広域消防組合の一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例」については、質疑及び討論はなく、採決の結果、それぞれ原案のとおり可決されました。

次に、「令和六年度奈良県広域消防組合一般会計補正予算（第二号）」及び「令和六年度奈良県広域消防組合一般会計補正予算（第三号）」は、一括審議となり、管理者から第二号については、歳入歳出予算に一億三千七百八十四万八千円を追加し、歳入歳出の予算総額を百五十三億五千五百二十一万六千円とするもので、予算の不用額発生に伴う調整であり、第三号については、歳入歳出予算に五百四十九万二千元を追加し、歳入歳出の予算総額を百五十三億六千七十万八千円とするもので、退職手当を支給する必要が生じたため補正するものであるとの提案理由の説明があり、香芝市議会の川田議員から、「分担金減額分の取扱」について質疑がありました。討論はなく、採決の結果、それぞれ原案のとおり可決されました。

次に、「令和七年度奈良県広域消防組合一般会計予算」については、歳入歳出予算総額を百六十億九千四百六十七万二千元とするものであるとの説明があり、香芝市議会の川田議員から、「施設整備基金」及び「地域手当」並びに「物価高騰の対応」について質問がありました。討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決されました。

次に、「工事請負契約の締結」については、大淀消防署庁舎棟新築及び既存車庫棟除去等工事を七億七千七百四十六万九千円でゴセケン・和光建設特定建設工事共同企業体と工事請負契約を締結するものであるとの提案理由の説明があり、香芝市議会の川田議員から、「事業における起債の扱い」について質疑がありました。討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決されました。

次に、「財産の取得」については、管理者から、消防ポンプ自動車三台を買い入れるものであるとの提案理由の説明があり、質疑及び討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決されました。

次に、「奈良県広域消防組合公平委員会委員の選任につき同意を求めること」については、管理者から、新座博行氏の再任を求めるものであるとの説明があり、質疑及び討論はなく、採決の結果、原案のとおり同意されました。

最後に、議会運営委員会から閉会中の継続審査の申入れがあり、承認され、閉会いたしました。

なお、会議資料につきましては、事務局において保管しておりますので、後刻、御清覧願います。

以上、概要を申し上げまして、令和七年奈良県広域消防組合議会第一回定例会の報告といたします。ありがとうございました。

○議長（岩本 孝）以上で、奈良県広域消防組合議会の報告を終わります。

○議長（岩本 孝）本日の日程につきましては、お手元に配付済みのとおりであります。配付漏れはございませんか。
これより日程に入ります。

日程第一、議第二十一号議案を議題といたします。

本案につきましては、総務文教常任委員会に付託し御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。（「八番」の声あり）総務文教常任委員会、福塚 実委員長。

〔総務文教常任委員長 福塚 実登壇〕

○総務文教常任委員長（福塚 実）ただいま議題となりました議第二十一号につきまして、総務文教常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本件は、去る三月十日の本会議において当委員会に付託され、十一日午前十時に開会いたしました委員会において、提案者の説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決いたしましたものであります。

議第二十一号 令和六年度五條市一般会計補正予算（第十号）議定につきましては、歳入歳出予算繰越明許費の補正であり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ四億一千五百八十一万五千円を追加し、総額で二百二億六千三十四万九千円とするもので、歳出予算の主な内容は、職員の人件費の更正、基金への積立金の追加、自治連合会館の解体に係る負担金、心身障害者医療費扶助及び子ども医療扶助、防災重点ため池劣化状況調査の国の補正予算追加交付決定に伴う所要額の追加であり、歳入予算の主な内容は、地方譲与税をそれぞれ追加し、歳出との均衡を図ったもので、繰越明許費については、美しい森林づくり基盤整備事業、道路維持補修事業、都市公園施設長寿命化対策事業において不測の日数を要したための追加、また、大塔ふれあい交流館改修事業、道路橋梁費の道路新設改良事業、橋梁長寿命化修繕計画事業については、適正な工期の確保等による変更であるとの当局の説明があり、了承した次第であります。委員から、自治連合会館の解体費用の負担者についていただいたのに対し、「大和ハウス工業株式会社と市の協定により解体している。」との答弁があり、委員から、解体費用の市の負担割合についていただいたのに対し、「市が二八・六七％負担している。」との答弁があり、委員から、解体後の土地の用途についていただいたのに対し、「中央公民館の駐車場として管理している。」との答弁があり、委員から、財政調整基金の現在の残額についていただいたのに対し、「現時点で十三億五千六百五十四万七千円あり、一億円を追加して、年度末残高の見込は十四億五千六百五十四万七千円となる。」との答弁があり、

委員から、減債基金、森林環境基金、子ども支援基金の現在の残額についてただしたのに対し、「減債基金では現時点で十二億五千二百九十八万九千円で、五千八百万円を追加し、十三億一千九十八万九千円、森林環境基金は、今回増額する分を含んで一億四千十一万九千円、子ども支援基金は、現時点で二億二千四百八十万一千円で、三千九百八十三万四千円を追加し、総額で二億六千四百六十三万五千円となる見込である。」との答弁があり、委員から、ため池調査業務委託料の追加についてただしたのに対し、「防災重点ため池の劣化状況調査事業費及びため池豪雨調査事業費について追加となっているものであり、令和七年度分を合わせて四十池及び二十池を行うものである。」との答弁があり、委員から、これらについて、当初予算で組まずに補正となった理由についてただしたのに対し「令和七年度の一部前倒しの交付が国で決定されたため、その分を補正で行うということになった。」との答弁がありました。

また、委員から、議会費の議員期末手当追加について、総額幾ら上がるかをただしたのに対し、「今回影響額として三十七万七千円上がることになる。」との答弁があり、委員から、ため池調査業務委託について、ため池の補修に対する地権者の負担割合についてただしたのに対し、「ため池の規模によっても変わるが、一般的に市で行うものについては地元負担として一五％をいただくことになる。」との答弁があり、委員から、阿太保育所と牧野保育所の建物土地売却についてただしたのに対し、「土地建物両方売却している。」との答弁があり、委員から、それぞれの売却先と売却後の活用方法についてただしたのに対し、「阿太保育所の売却先は、五條市六倉町百七十六番地、竹村史臣氏である。利用方法については、卵の選別や出荷の作業場と聞いている。また、牧野保育所の売却先は五條市五條一丁目六番十七号、櫻井幹也氏であり、利用方法については倉庫と聞いている。」との答弁がありました。また、委員から、議会費の議員期末手当追加について、五條市の報酬は三年前の調査で全国の同じ人口の自治体の中でも五番目に入るぐらい高い議員報酬であるので、議員期末手当追加以外の必要な予算については賛成するが、この議員期末手当追加については反対させていただく。」との意見がありました。

本案につきましては、慎重審査を経て起立による採決を行い、起立多数をもって可決すべきものとすることに決定いたしました。

なお、付託議案の審査終了後、当局から「今後の認定こども園のあり方について」報告を受けた次第であります。

以上、御報告申し上げます。

○議長（岩本 孝）報告が終わりました。

この際、議員各位に申し上げます。

委員長報告に対する質疑は、審査の経過及び結果についてであり、議案についての質疑は、去る十日に行いました議案審査において既に終了しております。

ただいまの総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岩本 孝）質疑を終わります。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、大谷龍雄議員の発言を許します。（「十二番」の声あり）十二番、大谷龍雄議員。

〔十二番 大谷龍雄登壇〕

○十二番（大谷龍雄）それでは、議長から発言の許可をいただきましたので、議第二十一号 令和六年度五條市一般会計補正予算（第十号）議定に対する反対討論を行います。

反対討論の内容でありますけれども、この一般会計補正予算の中の歳出、議会費の中に議員期末手当追加として三十七万七千円上がっておりますけれども、これは、この予算は議第五号 五條市議会議員の議員報酬に関する条例の一部改正と関連し、この条例改正の予算分が、この一般会計補正予算に上げられているわけであります。現在、議員の期末手当は年間で三・二五か月分ですけれども、それを三・三〇月分、○・〇五月分引き上げられるわけですけど、その予算が三十七万七千円になります。

反対理由を申し上げます。反対理由といたしましては、五條の市議会議員の議員報酬は期末手当とは別に大変、大体、類似自治体の報酬と比較しても、大変高い状態が続いております。奈良県十二市の中で、人口が大体類似する自治体の議員報酬と比較してみますと、まず、宇陀市は人口二万七千三十九人で、議員定数が十二名であるわけですけれども、一般の市会議員の報酬は三十三万円であります。御所市はどうかといいますと、人口二万三千四百十九人で、議員定数が十三人でありますけれども、一般の市会議員の議員報酬は三十九万円であります。葛城市はどうかといいますと、人口がちょっと一人ぐらい多いですけれども、三万七千八百三十八人で議員定数は現在十五名でありますけれども、次の選挙から十三名になるということです。葛城市の一般市会議員の議員報酬は三十七万円であります。五條市は、もう御存じのように、人口二万七千二百三十二人で議員定数十二名の中で、一般市会議員の議員報酬は四十一万八千円と、大変人口類似の自治体と比べても高いわけであります。この五條の四十一万八千円は、全国の類似自治体と比べても、数年前の調査でありますけれども、十本の指に入るぐらいの高い議員報酬であるわけであります。

したがいまして、やはりこれだけの、五條市は四十一万八千円という高い議員報酬をいただいている現状の下では、やはりこの議員の期末手当の○・〇五の引き上げについては反対させていただく次第です。

しかし、この一般会計補正予算の中にある、この議員の期末手当の三十七万七千円以外の予算につきましては、すべて賛成させていただく次第であります。

以上で、議第二十一号 令和六年度五條市一般会計補正予算（第十号）議定に対する反対討論といたします。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（岩本 孝） 以上で討論を終結いたします。

これより、議第二十一号 令和六年度五條市一般会計補正予算（第十号）議定を採決いたします。

本案に対する総務文教常任委員会委員長の報告は可決であります。

なお、本案は起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩本 孝） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（岩本 孝） 次に、日程第二、議第十二号、議第十六号、議第十七号、議第十九号及び議第二十二号から議第二十六号の九議案を一括して議題といたします。

本案につきましては、厚生建設常任委員会に付託し御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。（「五番」の声あり）厚生建設常任委員会、吉田 正委員長。

〔厚生建設常任委員長 吉田 正登壇〕

○厚生建設常任委員長（吉田 正） ただいま議題となりました議第十二号、議第十六号、議第十七号、議第十九号及び議第二十二号から議第二十六号までの九議案につきまして、厚生建設常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本件は、去る三月十日の本会議において当委員会に付託され、十二日午前十時に開会いたしました委員会において、提案者の説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決いたしましたものであります。

初めに、議第十二号 五條市国民健康保険税条例の一部改正につきましては、地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税課税額のうち後期高齢者支援金等課税額の限度額を二十二万円から二十四万円に引き上げるため、本条例の一部を改正するものであるとの当局の説明により了承した次第であります。委員から、対象者の所得区分についてただしたのに対し、「六百五十五万円以上の方が対象となる。」との答弁がありました。

本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第十六号 五條市立老人憩の家条例の廃止につきましては、老朽化により、五條市老人憩の家を令和七年三月三十一日をもって閉館しようとするものであるとの当局の説明により了承した次第であります。委員から、老人憩の家の代替施設は、カルム五條と市役所コミュニティルームの二つのみであるのかをただしたのに対し、「この二つである。」との答弁があり、老人憩の家に手芸教室で使用しているマシンを置いているが、今後も置いておけるのかをただしたのに対し、「南宇智公民館でも同じ方が手芸教室を行っているので、そこに置けるか施設管理者との協議になる。」との答弁があり、委員から、施設利用者数についてただしたのに対し、「令和六年四月から令和七年一月末までの利用者数は三千三百四十人である。」との答弁があり、委員から、閉館についての利用者への説明についてただしたのに対し、「説明会の開催や代替施設について、案内文や館内での掲示等での周知を行い、説明会を二回開催した。」との答弁があり、委員から、説明会で送迎についての話はあったのかをただしたのに対し、「送迎に対する意見はあり、送迎はできないので、自家用車か公共交通を利用していただきたいということで説明した。」との答弁があり、委員から、公共交通で代替施設に行く方法を説明したのかをただしたのに対し、「コミュニティバスの時間等を説明したが、少し使いづらいという意見があった。」との答弁があり、委員から、市のマイクロバスは利用できないのかをただしたのに対し、「市の施策にのっとった事業を行うことを担当課において確認後、利用していただくことは可能である。」との答弁がありました。

本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものとすることに決定いたしました。

次に、議第十七号 五條市大塔赤谷オート・キャンプ場条例の廃止につきましては、平成二十三年の災害により施設が滅失し、砂防施設事業が完了したことから条例を存置する必要がなくなったため、本条例を廃止するものであるとの当局の説明により了承した次第であります。委員から、平成二十三年度の災害の保険金の受取額についてただしたのに対し、「建物の損害保険として一億一千百七十八万七千六百六十円である。」との答弁があり、委員から、保険金の使途についてただしたのに対し、「減債基金に四千六百万円、公共施設整備基金に一千万円を積み立て、残りを一般財源化した。」との答弁があり、委員から、場所を変えて再開する考えはあるのかをただしたのに対し、「現在赤谷地

区においてキャンプ場の再開は断念をしたところである。大塔ふれあい交流館の再開に向けて現在改修事業をしており、その施設の下の河川で川遊びができないかという地元の要望もあり、現在検討しているところである。」との答弁がありました。

本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものとすることに決定いたしました。

次に、議第十九号 財産の処分については、国土交通省が施工する紀の川改修事業のために処分するもので、所在地は五條市上野町二百四十六番九、地目は公園、面積は五千八百三十三・三四平方メートル、処分の予定価格は三千七十三万七千二百六円、処分の相手方は国土交通省近畿地方整備局和歌山河川国道事務所長であるとの当局の説明により了承した次第であります。委員から、売却場所について資料の請求があり、資料が配付され、委員から、今回売却される場所の上流と下流に向かって築堤されるのかをただしたのに対し、「西側、東側についても同じように築堤を予定している。」との答弁があり、委員から、予定価格の算定についてただしたのに対し、「不動産鑑定評価額、査定評価を算定し、金額を決定した。」との答弁があり、委員から、周辺の築堤が実施されている場所の売却状況の見極めについてただしたのに対し、「近隣の築堤工事に関わる土地の売却についても調査し、検討したい。」との答弁がありました。

本案については、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものとすることに決定いたしました。

次に、議第二十二号 令和六年度五條市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）議定につきましては、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ二百四十一万九千円を追加し、総額で四十億五百八十一万九千円とするもので、歳出予算の内容は、人事異動に伴い人件費に不足が生じることによる所要の経費の追加であり、歳入において繰越金を追加し、歳出との均衡を図ったものであるとの当局の説明により了承した次第であり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものとすることに決定いたしました。

次に、議第二十三号 令和六年度五條市介護保険特別会計補正予算（第三号）議定につきましては、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ九千二百七万円を追加し、総額で四十二億六千二百五十四千円とするもので、歳出予算の主な内容は、人件費及び介護保険給付費等に不足が生じることによる所要の経費の追加、地域支援事業交付金の国庫、県費への返還金等であり、歳入において国庫支出金、繰入金、繰越金を追加し、歳出との均衡を図ったものであるとの当局の説明により了承した次第であります。委員から、介護保険給付金の内容についてただしたのに対し、「施設介護サービス給付金は、要介護認定を受けた被保険者が介護保険施設に入所し、施設サービスを受けたときに給付される費用、介護予防サービス給付費は、要支援認定を受けた被保険者が介護予防サービスを受けたときに給付される費用、特定入居者施設等介護サービス費は、市町村民税非課税世帯の低所得者について、施設サービス、短期入所サービスの食費、居住費負担で自己

負担の限度額を超える分について介護保険から施設に給付される費用であり、対象人数は令和五年度と比較すると、施設介護サービスは延べ百人程度、介護予防サービスは延べ五百四十人程度、特定入居者施設等介護サービスについては延べ百二十名程度の増加をそれぞれ見込んでいる。」との答弁があり、委員から、一般財源から支出する限度額についていただいたのに対し、「給付費全体の一二・五％であり、足りない場合は基金の取崩しとなる。」との答弁があり、委員から、基金を取り崩していくことで介護保険料が上がるのかをいただいたのに対し、「令和六年度から八年度の介護保険料の値上げはない。」との答弁がありました。

本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものとすることに決定いたしました。

次に、議第二十四号 令和六年度五條市後期高齢者医療特別会計補正予算（第二号）議定につきましては、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ二千四百四十一万七千円を追加し、総額で六億二千三百二十一万七千円とするもので、歳出予算の内容は、奈良県後期高齢者医療広域連合による保険料の賦課額の決定により、広域連合への保険料等負担金が当初の見込みを上回り不足が生じるため、所要の経費を追加するものであり、歳入において特別徴収保険料及び普通徴収保険料を追加し、歳出との均衡を図ったものであるとの当局の説明により了承した次第であり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものとすることに決定いたしました。

次に、議第二十五号 令和六年度五條市水道事業会計補正予算（第一号）議定につきましては、人事異動等に伴う人件費の補正、設備機器故障及び漏水やポンプ設備機器の故障に係る修繕費の補正を追加するもので、収益的収支予算に三千五百三十万円を追加し、総額十二億八千九百五十六万円とするものであるとの当局の説明により、了承した次第であります。委員から、修繕費に約三千万円必要ということであるが、奈良県広域水道企業団への移管後、こういった修繕費は今後どうなるのかをいただいたのに対し、「予算を超えるような修繕が発生した場合、修繕引当金を取り崩して修繕に充てる。」との答弁があり、委員から、機器の老朽化により、毎年こういった補正予算が必要なのかをいただいたのに対し、「これらに対応するためにも企業団で更新等が今よりも進められるようにしていきたい。」との答弁がありました。本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものとすることに決定いたしました。

次に、議第二十六号 令和六年度五條市下水道事業会計補正予算（第一号）議定につきましては、人事異動等に伴う人件費の補正を行うもので、営業費用について二十一万一千円を追加し、総額七億一千八百万三千円とするもので、財源につきましては下水道事業費用の営業外費用を充当することから、予算の総額に変更はないとの当局の説明があり了承した次第であります。委員から、水道料金は二か月に一度の徴収に変わるが、下水道料金の徴収についていただいたのに対し、「下水道も二か月に一度の徴収となる。」との答弁がありました。

本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものとすることに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（岩本 孝）報告が終わりました。この際、議員各位に申し上げます。

委員長報告に対する質疑は、審査の経過及び結果についてであり、議案についての質疑は、去る十日に行いました議案審議において既に終了しております。

ただいまの厚生建設常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岩本 孝）質疑を終わります。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、大谷龍雄議員の発言を許します。（「十二番」の声あり）十二番、大谷龍雄議員。

〔十二番 大谷龍雄登壇〕

○十二番（大谷龍雄）それでは、議長の発言許可をいただきましたので、議第十二号 五條市国民健康保険税条例の一部改正についての反対討論を行います。

この改正の内容につきましては、国民健康保険税は基礎課税額と後期高齢者支援金等課税額と介護納付金課税額の三つから保険料を計算されておりますけれども、その中の後期高齢者支援金等課税額、現在二十二万円を二十四万円に引き上げるというものです。御存じのように、国民健康保険に加入されてる皆さん方は、大変仕事や収入の不安定な方が多く、この、引き上げでも、この現在の物価高の中では大変困ることになると思います。この二十二万円から二十四万円に引き上げることの影響はどれぐらいの世帯になるのかといいますと、引き上げされる世帯は百六世帯、人数にしますと三百六十一人になります。これを引き上げなければ国民健康保険会計が、運営できないのかといいますと、そうではありません。例えば、令和五年度の基金運用状況を見ますと、国民健康保険財政調整基金は現在二億九千三百万円あるわけですね。令和六年度の決算見込は、まだちょっと早いですから、出されませんが、五年度だけでも二億九千三百万円あるわけですからね。やはり。この物価高、そして仕事、収入の不安定な皆さんが加入されているこの国民健康保険は、安易に引き上げるということは市政としてはよくないのではないのでしょうか。

以上をもちまして、議第十二号 五條市国民健康保険税条例の一部改正のみにについての反対討論とさせていただきます。

○議長（岩本 孝）以上で、討論を終結いたします。

初めに、議第十二号 五條市国民健康保険税条例の一部改正について採決いたします。本案に対する厚生建設常任委員会委員長の報告は可決であります。なお、本案は起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩本 孝）起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第十六号、議第十七号、議第十九号及び議第二十二号から議第二十六号の八議案を一括して採決いたします。

本八議案に対する厚生建設常任委員会委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本八議案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岩本 孝）御異議なしと認めます。

よって、本八議案は原案のとおり可決されました。

トイレ休憩のため、十一時十分まで休憩いたします。

午前十時五十八分休憩に入る

午前十一時十分再開

○議長（岩本 孝）休憩前に引き続き、本会議を再開します。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立します。

○議長（岩本 孝）次に、日程第三、議第三号、議第五号、議第七号、議第八号、議第十号及び議第二十七号から議第三十四号までの十三議案

を一括して議題といたします。

本案につきましては、予算審査特別委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。（「六番」の声あり）
予算審査特別委員会、窪 佳秀委員長。

〔予算審査特別委員長 窪 佳秀登壇〕

○予算審査特別委員長（窪 佳秀）ただいま議題となりました議第三号、議第五号、議第七号、議第八号、議第十号及び議第二十七号から議第三十四号までの十三議案につきまして、予算審査特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本委員会は、去る三月十日の本会議におきまして、令和七年度の各会計予算案及び予算関連議案について慎重審議を期するために設置され、各議案が本特別委員会に付託されました。

委員には、大谷龍雄議員、吉田雅範議員、山口耕司議員、福塚 実議員、秋本直嗣議員、仲山 嘉議員と私、窪 佳秀の七人が選任され、本会議散会後の委員会におきまして、委員長に私、窪 佳秀が、副委員長に秋本直嗣委員がそれぞれ互選されました。

次に、審査日程、審査順序及び審査方法等について協議の結果、審査日程については、三月十三日、十四日及び十七日の三日間とすること、並びに審査順序及び審査方法等については、初めに、予算関連議案について提案者の説明を受け審査を行い、次に、人件費関係の審査、次に、部局ごとに一般会計歳出予算の審査を行い、特別会計、企業会計を所管する部局は、特別会計、企業会計の歳入歳出予算の審査を併せて行い、次に、一般会計歳入予算の審査を、最後に総括質問を行うことといたしました。

以下、十三日の午前十時に開会いたしました本委員会の質疑の概要と審査の結果を御報告いたします。

初めに、議第三号 五條市議会議員及び五條市長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の制定につきましては、五條市議会議員及び五條市長の選挙において、公職選挙法第七十二条の二に基づく任意制選挙公報を発行し、有権者に立候補者の経歴や政見について周知することを目的とするものであるとの当局の説明があり、委員から、掲載文の申請時期についていただいたのに対し、「選挙執行の告示日、立候補届出日の午後五時までとなる。」との答弁があり、委員から、選挙公報の配布は申請後何日ぐらいでできるかをいただいたのに対し、「原稿の締切りが告示日の午後五時まで、その後印刷、郵送の作業を行い、水曜日頃からの配布を想定している。」との答弁があり、委員から、期日前投票をする方を見ることができないので、この申請の受付を早くできないかをただしたのに対し、「立候補の届出が確定しない限り印刷ができない。選挙公報が完成した時点でホームページに掲載、また印刷が完了した時点で、可能な限り速やかに期日前投票所に設置する予定をしている。」との答弁がありました。また、委員から、選挙公報の大きさについてただしたのに対し、「新聞紙大を想定している。」との答

弁があり、委員から、文章の訂正可能時期についてただしたのに対し、「告示日当日で確認ということは時間的に難しいと考えるので、事前に原稿の審査を行うよう進めていきたい。」との答弁がありました。

次に、議第五号 五條市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正につきましては、令和六年八月八日の人事院勧告を受けた一般職の国家公務員の給料法改正に伴う特別職の国家公務員給料法改正に準じて、所要の改正を行うものであるとの当局の説明があり、委員から、総額で幾ら引き上がるのかをただしたのに対し、「約三十七万六千円である。」との答弁があり、委員から、五條市議会議員の報酬は全国の人口類似自治体の中で五本の指に入るぐらいの高さであるので、これについては反対させてもらうとの意見がありました。

次に、議第七号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正につきましては、令和六年八月八日の人事院勧告を受けた一般職の国家公務員の給料法改正に伴う特別職の国家公務員給料法改正に準じて、所要の改正を行うものであるとの当局の説明があり、委員から、仮に否決した場合、国からペナルティーは課せられるのかをただしたのに対し、「ペナルティーはない。」との答弁がありました。また、委員から、地域手当が新たに設けられたが、この地域手当を含めてこの引上げになっているのかをただしたのに対し、「この改正の中に地域手当を含んだものである。」との答弁がありました。

次に、議第八号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正につきましては、令和六年八月八日の人事院勧告を受けた一般職の職員の給与に関する法律等の改正に伴い、令和七年度以降の一般職の職員の給料及び手当について所要の改正を行うものであるとの当局の説明があり、委員から、配偶者に関する扶養手当はゼロになるのかをただしたのに対し、「ゼロになる。」との答弁がありました。

次に、議第十号 ふるさと五條市応援基金条例の一部改正につきましては、本市に対する寄附金の適正な運用のため設置された、ふるさと五條市応援基金のより円滑かつ効率的な運営を図るため、企業からの地方創生応援税制の対象となる寄附、いわゆる企業版ふるさと納税を基金に積立てできるよう所要の改正を行うものであるとの当局の説明があり、委員から、ふるさと納税は納税者が使途を選択できるようになっているが、この企業版ふるさと納税もそういった選択はできるのかをただしたのに対し、「企業版ふるさと納税は、子ども・子育て支援事業、女性定住促進事業、地域商社推進事業、関係人口創出事業、地域コミュニティ活性化事業から選択できる。」との答弁があり、委員から、これを基金に積み立てて、限られた使い道の中で基金から支出していくということであるのかをただしたのに対し、「そのようになる。」との答弁がありました。

次に、一般会計及び特別会計並びに企業会計における給与費の審査を行い、委員から、一般会計全体の人件費が上昇している要因についてただしたのに対し、「令和七年度から奈良県広域水道企業団の設立により水道事業会計が廃止されるため、一般会計に計上することにより、

その部分で増加しているためである。」との答弁がありました。

次に、議第二十七号から議第三十四号までの八議案につきましては、部局ごとに審査を行いましたので、質疑の概要を報告いたします。初めに、市長公室についてであります。

一 移住支援金の想定件数と一件当たりの上限額についてただしたのに対し、「想定は一件で、一世帯百万円、十八歳未満の子供がいる世帯に対しては、百万円の子育て加算を計上している。」との答弁がありました。

二 旅費における宿泊費の想定についてただしたのに対し、「市長、副市長及び随同行は一泊につき一万三千円、一般職は一万一千円となっている。」との答弁がありました。

三 ホテル宿泊代金がかかなり上昇しているが、旅費における宿泊費の見直しについてただしたのに対し、「国の見直しも参考に、今後適切に対応できるよう法制部門や関係部署と協議しながら調査研究してまいります。」との答弁がありました。

四 公式LINEのリッチメニューの見直しについてただしたのに対し、「使いやすくなるよう作業をしており、三月中には新しいメニューに変更する。」と答弁がありました。

五 公式LINEの登録を広く周知する方法についてただしたのに対し、「フォローワー数を増やすため、積極的に掲載情報の充実にも取り組んでまいります。また、自治連合会総会等で周知も積極的に行っていくたい。」との答弁がありました。

六 奨学金返還支援制度補助金の概要についてただしたのに対し、「若者の就労初期における経済的負担を軽減することにより、人口流出を防ぐことを目的として、学生時代に受けた奨学金の返還に対して支援を行うもので、五條市内に居住する三十歳以下の就業者で、申請年度に奨学金の返還の実績がある方を対象に、一年間の奨学金返還額に対して一〇〇％補助するものである。上限は市内企業に就業している場合は十八万円、市外企業に就業している場合は十二万円である。」との答弁がありました。

七 五條市が大阪・関西万博のPRブース等に出展すると聞いているが、その費用は、二〇二五大阪・関西万博奈良県実行委員会負担金以外に別途必要となるのかをただしたのに対し、「実行委員会負担金の中に含まれているが、職員の旅費、ブースを装飾するような物品、パンフレットの印刷などの経費は含まれていない。」との答弁がありました。

八 職員の心の相談業務委託に係る相談件数についてただしたのに対し、「令和六年度は二十四人である。」との答弁がありました。次に、総務部、選挙管理委員会についてであります。

九 五條市の公共交通に関する市民アンケートに基づく改善についてただしたのに対し、「アンケート結果やワークショップの結果を踏ま

え、改善に向けて取り組んでまいる。」との答弁がありました。

十 エレベーター保守点検で、異常がなかったのかをただしたのに対し、「本庁舎のエレベーターの三か所になるが、故障箇所の報告等は受けていない。」との答弁がありました。

十一 施設管理業務委託料の業務内容についてただしたのに対し、「庁舎総合管理業務委託で、清掃業務、警備宿日直業務、電話交換業務、総合案内業務、自家用電気工作物保安管理業務、消防用設備等保守点検業務、空調設備等保守点検業務、施設維持管理業務、植栽管理業務の九業務で、請負業者は株式会社文政、契約期間は令和五年十一月一日から令和八年十月三十一日までの三十六か月の長期継続契約となっている。」との答弁がありました。

十二 測量業務委託料についてただしたのに対し、「場所は小島町の旧緑水苑、西吉野町黒渕の旧賀名生分校、須恵二丁目の旧住宅用地貸付地で、売却を予定するために境界明示を含め測量を行う。」との答弁がありました。

十三 市借上げマイクロバスの利用方法についてただしたのに対し、「市内の各種団体等が主催する事業で、市が実施する施策と整合性がとれるものについては、マイクロバスを使用することができ。各種団体が使用する場合は、直近年度の事業報告書及び事業年度の事業計画を備える団体であれば使用することが可能である。」との答弁がありました。

十四 にぎわい広場に設置するウッドデッキの内容についてただしたのに対し、「素材は樹脂製で、にぎわい棟の物品販売前の部分が一・五メートル、食堂前の部分は舞台としても使用できるように最大で二・八メートルとなり、面積は四十八・六平方メートルを予定している。」との答弁がありました。

十五 市民交流施設整備事業費の基本・実施設計負担金の算出根拠についてただしたのに対し、「機能を整理し、それに必要な面積として施設の規模を四千七百平方メートルと一旦設定し、それに基づいての積算である。」との答弁がありました。

十六 自治体情報セキュリティクラウド運営業務委託料についてただしたのに対し、「奈良県下全市町村が参加して、県が整備した情報セキュリティクラウドを共同利用するための保守運営委託料の五條市負担分となる。」との答弁がありました。

十七 法面復旧、水路修繕工事費についてただしたのに対し、「雨水等の浸入により崩壊する可能性が生じた普通財産の法面及び破損した水路に対する復旧工事である。」との答弁がありました。

十八 地域力創造アドバイザー活用等業務委託料の業務内容についてただしたのに対し、「地域活性化の取組に関して知見やノウハウを有する外部の専門家を招聘し、地域の活性化を図るもので、アドバイザーを一名選任し事業を進めてまいる。」との答弁がありました。

十九 地番図作成委託料に係るシステムの利用人数についてただしたのに対し、「三千七百十四件の閲覧数である。」との答弁がありました。

次に、危機統括室についてであります。

二十 特殊詐欺等防止対策機器購入費補助金の内容についてただしたのに対し、「近年頻発している電話機を使った特殊詐欺に対応するために、防犯対策機能を持った電話機の購入費用に対する補助金で、着信時に相手に警告音を発したり、通話内容を録音したり、着信音を鳴らさない等の機能がついた電話機である。」との答弁がありました。

二十一 奈良県広域消防組合分担金の推移と五條市消防本部当時の額についてただしたのに対し、「令和二年度の分担金は七億二百四十万四千円、令和三年度は六億七千九百五十万五千円、令和四年度は六億七千六百三十七万三千円、令和五年度は六億七千五百四十五万八千円、令和六年度六億八千七百八十万三千円で、五條市消防本部の平成二十五年度当時の消防団を除いた消防単独の決算において、六億九千九十三万八千円となっている。」との答弁がありました。

二十二 消防団再編計画策定業務委託料についてただしたのに対し、「団員数の減少に伴う対策、現状の備品等の整理、屯所、格納庫及び車両の適正化に向けた統合等について調査を行い、消防団の再編計画を策定するためのものである。」との答弁がありました。

二十三 格納庫設計業務委託料についてただしたのに対し、「大塔町阪本にある格納庫の移転に伴う設計業務及び取壊しに係る設計である。」との答弁がありました。

二十四 建築設計業務委託料についてただしたのに対し、「市役所本庁舎の北側に防災倉庫を建設するもので、用地の面積は二千四百七平方メートルであり、昨年の能登半島地震における教訓の中で、備蓄計画及び受援体制の整備を計画している。」との答弁がありました。

二十五 防災倉庫に対する考え方についてただしたのに対し、「従来の分散型はそのまま継続し、集中と分散型の併用を考えている。今回建設する備蓄倉庫は、全体で足りない部分を一旦集中して保管をし、手薄になったところに随時届けることを想定している。」との答弁がありました。

次に、すこやか市民部についてであります。

二十六 コンビニ交付についてただしたのに対し、「令和七年度の費用の合計額は、九百二十三万四千七百四十一円で、七千九百二十件の発行を予定しており、一件当たりの経費は八百八十九円である。」との答弁がありました。

二十七 南和広域医療企業団負担金の推移についてただしたのに対し、「令和六年度が二億九千九百六十七万円、令和五年度が五億二百四

十二万一千円となる。」との答弁がありました。

二十八 各ワクチン接種委託料の上昇要因についてただしたのに対し、「昨年度当初予算に計上できなかった新型コロナウイルスワクチン接種と、新規の事業としての带状疱疹ワクチン接種が、大きく増額要因となっている。」との答弁がありました。

二十九 带状疱疹ワクチン予防接種の対象者数についてただしたのに対し、「二千三百七十九人である。」との答弁がありました。

三十 市社会福祉協議会補助金の使途についてただしたのに対し、「人件費及び一部事務費として充てられている。」との答弁がありました。

三十一 社会福祉協議会はどういった資金で事業を行っているのかをただしたのに対し、「独自の事業や、市から委託しているデイサービス事業等の委託料である。」との答弁がありました。

三十二 五條市忠魂碑等整備事業費補助金の概要についてただしたのに対し、「忠魂碑の解体撤去、修繕、崩壊防止の修繕工事に対する経費を対象とする補助であり、補助率は対象経費の二分の一以内で、上限は三十万円である。」との答弁がありました。

三十三 手話奉仕員養成はどこで行っているのかをただしたのに対し、「田園四丁目で行っている。」との答弁がありました。

三十四 介護予防日常生活圏域ニーズ調査業務委託料の内容についてただしたのに対し、「第十期五條市介護保険事業計画策定に向けてのニーズ調査である。」との答弁がありました。

三十五 移動支援事業費補助の内容についてただしたのに対し、「屋外で移動が困難な人に対して、ヘルパーが付き添って買物等余暇活動をしていただく事業である。」との答弁がありました。

三十六 福祉タクシー基本料助成についてただしたのに対し、「令和七年度から年間一人当たり四十八枚つづりのタクシーチケットを配布する予定である。」との答弁がありました。

三十七 結婚新生活支援事業補助金について、前年度と比較して増加している要因についてただしたのに対し、「年々申請の実績が上昇しているためである。」との答弁がありました。

三十八 子育て世帯訪問支援を受けたい方への周知についてただしたのに対し、「支援が必要と認めた家庭、家族に対して申請等の情報を提供している。」との答弁がありました。

三十九 児童館費が前年度と比較して増加している要因についてただしたのに対し、「新年度から、子育て支援センターはつぴいの事業も

児童館で行うためである。」との答弁がありました。

四十 介護保険の第一号被保険者における滞納繰越の件数についてただしたのに対し、「令和七年一月二十二日現在で百三十七人である。」との答弁がありました。

四十一 介護予防ケアマネジメント業務委託料の概要についてただしたのに対し、「ケアプランの作成の一部を三十事業所へ委託しているものである。」との答弁がありました。

次に、産業環境部、農業委員会についてであります。

四十二 塵芥収集業務委託料において、収集のコースを細分化することにより、委託料は上昇するのかをただしたのに対し、「上昇するものとする。」との答弁がありました。

四十三 ごみ集積所の一部ではごみの量が多く通行の妨げになっているが、集積所増設の要望があれば、さらに応えてくれるのかをただしたのに対し、「幹線道路の範囲内で、塵芥収集車が行ったり来たりすることのないような形で対応はさせていただく。」との答弁がありました。

四十四 カラスによる被害を防ぐため、ごみ袋の色を変更することについてただしたのに対し、「近隣自治体の状況も踏まえ、どれぐらいの効果があるのかも含め研究する。」との答弁がありました。

四十五 五條市斎場LED化においてリースとした理由についてただしたのに対し、「器具及びメンテナンス等も全て含まれるため、リースが有利であると判断した。」との答弁がありました。

四十六 新規就農者経営開始資金及び新規就農者経営発展支援資金の減額理由についてただしたのに対し、「農業者からのヒアリング等で要件確認を行い予算要求しており、対象者が減ったためである。」との答弁がありました。

四十七 集落営農活性化プロジェクト促進事業補助金の対象箇所についてただしたのに対し、「阪合部地区のゆめ野山、丹原地区の丹生の里、六倉町の六倉集落営農組合である。」との答弁がありました。

四十八 五條吉野土地改良区事業補助金の取組についてただしたのに対し、「五條吉野土地改良区が設立五十周年を迎えるに当たって、記念式典の一部を補助するものである。」との答弁がありました。

四十九 美しい森林基盤整備補助金の概要についてただしたのに対し、「森林が持つ多面的機能の持続的発揮のための森林整備、人工造林、下刈り、間伐、枝打ち、森林作業道整備等の工種に対する補助である。」との答弁がありました。

五十 大阪・関西万博の影響による吉野川祭りの警備費等の増加への対応についてただしたのに対し、「クラウドファンディング、有料席の値上げ、企業の協賛金等の手だてを考えて、財源の確保に努めてまいります。」との答弁がありました。

以上で、産業環境部、農業委員会までの審査を終了し、委員会は延会しました。

十三日に引き続き、十四日午前十時から審査を再開し、都市整備部から審査を行いました。

五十一 土木技術業務補助委託料の内容についてただしたのに対し、「市が実施する工事の調査設計、積算、監督及び検査の業務について市職員の支援を行うことにより、工事、調査及び設計業務の円滑な発注履行及び品質確保を図るもので、支援業務を行うものは土木一級施工管理技士一人である。」との答弁がありました。

五十二 急傾斜地崩壊防止事業負担金の概要についてただしたのに対し、「急傾斜地崩壊防止施設の設置等を行うため、奈良県の事業計画により事業費の五から二〇％を負担するもので、場所は西吉野町八ツ川を含め六か所である。」との答弁がありました。

五十三 地籍調査の進捗が遅いことについてただしたのに対し、「事業の展開が非常に遅いと感じているので、地籍調査に対してしっかりと取り組んでまいりたい。」との答弁がありました。

五十四 市道LED照明器具借上料の内容についてただしたのに対し、「譲渡条件つき十年間のリースで、市道に設置されている道路灯七百七灯である。」との答弁がありました。

五十五 道路補修工事費の内容についてただしたのに対し、「日常的な道路維持管理に関して、路肩の崩壊、道路排水路の改修等の緊急的な箇所の修繕や、地元要望に基づく修繕等を行うものである。」との答弁がありました。

五十六 道路新設改良事業工事費の内容についてただしたのに対し、「大津相谷線、樫辻六号線、南阿田一号線、上之三号線、本町九号線、近内四号線の六か所の工事請負費である。」との答弁がありました。

五十七 用地購入費の場所についてただしたのに対し、「旧岡中線、南垣内線、二見七号線を予定している。」との答弁がありました。

五十八 木造住宅耐震改修工事補助金の引上げについてただしたのに対し、「百十五万円に引上げを行っている。」との答弁がありました。

五十九 住宅・建築物耐震診断に対する市民の負担についてただしたのに対し、「無料である。」との答弁がありました。

六十 ため池調査業務委託料の内容についてただしたのに対し、「ため池豪雨調査業務委託、ため池劣化状況調査業務委託、ため池パトロール業務委託の三件を予定している。」との答弁がありました。

六十一 新駅基本構想検討支援業務委託料の内容についてただしたのに対し、「業務の目的の整理、新駅周辺の地域の特性や人口など現況

の調査、利用者の予測、設備検討、計画平面図、概算工事費の算定である。」との答弁がありました。

六十二 公有財産購入費の内容についてたまたのに対し、「花咲寮の南側、河川敷との間の旧川端駅があった場所で、二見地区のかわまちづくり計画に伴い、広場、駐車場等の整備のため購入するものである。」との答弁がありました。

六十三 上野公園野球場の改修内容についてたまたのに対し、「防護マット、ファウルポール、フェンスの改修、バックスクリーンの塗装等である。」との答弁がありました。

六十四 上野公園野球場の浸水対策についてたまたのに対し、「防水のため簡易な止水壁等の導入も含めて検討してまいりたい。」との答弁がありました。

次に、教育委員会事務局についてであります。

六十五 小・中・高等学校のLED化についてたまたのに対し、「施設全てにおいてLED化を行う。」との答弁がありました。

六十六 廃校のプールの水の入替え等の管理についてたまたのに対し、「ボウフラの発生や臭い等の衛生面も考え、研究、検討してまいりたい。」との答弁がありました。

六十七 児童等が使っているタブレット端末の修理費用についてたまたのに対し、「タブレットの故障に関しては、四万五千円以内は補償の中で基本的な対応を行っているが、超える部分については市が修繕するものである。」との答弁がありました。

六十八 中学校通学用自転車購入費補助金の概要についてたまたのに対し、「通学用自転車購入に対し新生入生を八十人、その他の学年二十人、合計百人を想定し、補助金の上限額は二万円としている。」との答弁がありました。

六十九 乗車率が低いスクールバスへの市民の乗車についてたまたのに対し、「通学上著しく不便を来している地域の児童生徒を対象に運行するため、現状では難しい。」との答弁がありました。

七十 民間保育士等処遇改善対策補助金事業の概要についてたまたのに対し、「市内の民間こども園に対する保育士の処遇改善事業で、一人月二万円の処遇改善費を支払う。」との答弁がありました。

七十一 準要保護の対象人数及び世帯数についてたまたのに対し、「準要保護児童生徒の人数は、小学校百十四人、中学校九十二人、合計二百六人で、世帯は小・中学校合わせて百四十三世帯である。」との答弁がありました。

七十二 地域クラブ活動指導者謝礼の詳細についてたまたのに対し、「令和八年度から学校部活動の地域移行に伴い現在実証事業を行っている。謝礼は部の指導を行っている指導員の報酬で、八つの部活動で合計二十六人程度の予定で、時給については一千六百円で積算してい

る。」との答弁がありました。

次に、議会事務局、西吉野支所、大塔支所、出納室及び監査委員事務局については質疑がありませんでした。

以上で、一般会計歳出の審査を終了し、次に、一般会計歳入の審査を行いましたので、質疑の概要を報告します。

七十三 市民税の滞納繰越分の件数についてただしたのに対し、「滞納繰越しの件数は、市民税が八十八世帯、法人市民税は四社を見込んでいる。」との答弁がありました。

七十四 法人市民税の滞納繰越分の回収見込みについてただしたのに対し、「財産の清算が始まっている場合であれば、交付要求という形で債権の回収ができるが、そのような動きがない場合は調査を行い、財産があれば滞納整理を行うことになる。」との答弁がありました。

以上で、一般会計歳入の審査を終了し、次に、総括質問を行いました。

総括質問の概要については、次のとおりであります。

一 五條市における耐震補強等の指導を行う窓口についてただしたのに対し、「建築基準法、建築確認申請等建築に関する窓口は県の高田土木事務所、耐震、その他に関する相談の窓口は市の建築住宅課、専門家による指導等の相談窓口は市内においては、奈良県建築士会五條支部への案内となる。」との答弁がありました。

二 市道旧岡中線における、市庁舎建設後借地契約が終了した箇所に対する借地料の支払いについてただしたのに対し、「支払いは終わっている。」との答弁がありました。

三 市道旧岡中線及び岡口三号線の今後の見通しについてただしたのに対し、「旧岡中線については、転落等防止の整備、岡口三号線については、地権者との交渉を続け早期の開通を目指したい。」との答弁がありました。

四 (仮称) 市民交流施設に係る用地に関して、奈良交通株式会社の所有地、五千六百平方メートルの購入金額についてただしたのに対し、「路線価で計算すると、約二億九千万円を見込んでいる。」との答弁がありました。

五 (仮称) 市民交流施設の詳細についてただしたのに対し、「詳細が決まるのは、アドバイザリー・基本計画策定業務契約を交わした後、アドバイザリーも踏まえながらとなるが、大体四千七百平方メートルの建物を建てるという想定で予算を計上している。」との答弁がありました。

六 一般会計補助金等で、令和七年度に金額がゼロとなるものの理由についてただしたのに対し、「国の施策の変更、新型コロナウイルス感染症蔓延の終息、高齢化により地域活動再開の見込みがない、国による未採択、補助期間の終了等である。」との答弁がありました。

七 公用車の事故発生件数についてただしたのに対し、「令和六年度は四件、五年度は六件、四年度は四件である。」との答弁がありました。

八 公用車の事故防止への取組についてただしたのに対し、「職員の意識向上を図るための研修、所属長による体調管理や安全運転管理など、あらゆる機会を捉えて周知徹底に努めてまいります。」との答弁がありました。

九 公私連携認定こども園に二園が移行するが、認定こども園周辺へのキッズゾーンの設置についてただしたのに対し、「公私連携認定こども園移行後も、公私連携法人や関係機関と連携して、キッズゾーンの設置に向けて協議、研究を進めていきたい。」との答弁がありました。

十 五條市立西吉野農業高等学校の設置者と管理者についてただしたのに対し、「前身である五條市立奈良県立五條高等学校賀名生分校時には、設置者が五條市で、管理運営が奈良県教育委員会となっていたが、令和三年四月から本校化し、五條市が管理運営を行うこととなったので、現在設置者と管理者は同じである。」との答弁がありました。

十一 五條市立西吉野農業高等学校の県外、県内及び市内の生徒数についてただしたのに対し、「令和七年二月二十八日現在において、全生徒数五十七人、そのうち県外三十九人、県内十四人、市内四人である。」との答弁がありました。

十二 五條東小学校における学童保育についてただしたのに対し、「学校適正化を進める中で、現在の五條東小学校の敷地内で学童保育所を設置する予定をしていたが、学校敷地等が狭隘であること、北宇智地区内における学童保育所の存続要望等により、北宇智学童保育所と今井コミュニティセンターの二か所で学童保育所を運営し、現在に至っている。」との答弁がありました。

十三 北宇智学童保育所を当初は消防団が詰所として使う予定であったが、そのことについて、関係機関と連携が取れていたのかをただしたのに対し、「北宇智学童保育所が存続となったことから、当時、消防団幹部や第七分団幹部並びに関係自治会に状況の説明を行い、対応について協議した。」との答弁がありました。

十四 五條市出身の児童文学作家、川村たかし氏の顕彰についてただしたのに対し、「市立図書館で川村たかし氏のコーナーを設けて文庫の展示等を行ったり、まちなみ伝承館でも同様に、川村たかし氏とその作品を紹介する写真のパネルや絵本の展示を行っている。今後も、川村たかし氏の功績をたたえ足跡を残していけるよう、様々な観点から調査研究してまいりたい。」との答弁がありました。

十五 水道工事の入札方法についてただしたのに対し、「土木一式工事の業種の許可を持つ者を入札の対象としていた時期があったが、現在は水道施設工事という業種の許可を持つ者に発注をしている。水道局は令和七年度から奈良県広域水道企業団に統合されるので、そこでの統一の発注基準を現在策定中である。」との答弁がありました。

十六 生活保護受給開始時の手持金の基準についてたまたしたのに対し、「生活保護申請時点における所持金及び預貯金の合計金額から保護の基準の五〇％を差し引いた金額が、保護開始時に認定する手持金となる。」との答弁がありました。

十七 障害者等公共交通機関の利用が著しく困難な生活保護受給者が、通院、求職活動に必要な場合に限り、自動車の使用を認めるとの厚生労働省の方針であるが、五條市はこの方針どおり審査しているのかをたまたしたのに対し、「国の方針どおり自動車の所有、使用を認めている。」との答弁がありました。

十八 外国人から生活保護の申請があった場合の認定要件についてたまたしたのに対し、「本来適用対象として日本国民を想定しており、日本国籍を有しない者に対しては生活保護法を適用することはできないこととなっているが、日本で生活している外国人であって保護を要する状態にある者に対しては、要件に基づき生活保護法を準用して保護を行うものとされている。」との答弁がありました。

十九 令和六年末の火災に対する社会福祉協議会からの支援についてたまたしたのに対し、「支援については市から情報提供を行い、対象者は全員支援金を受け取り済みである。」との答弁がありました。

二十 新駅の基本構想における県防災拠点との関連についてたまたしたのに対し、「周辺地域の一部としての認識はある。県の消防学校が移設されるとも聞いている。このことを新駅基本構想検討支援業務委託の内容の中に織り込む予定である。」との答弁がありました。

二十一 新駅の構想において、市の魅力向上に今後どのようなアプローチをしていくのかをたまたしたのに対し、「南部防災拠点や、国民スポーツ大会の開催が重なり、これから新しい五條市をつくっていくのに絶好の機会だというふうに捉えているので、何としてもこの新駅構想を現実のものにしたい。」との答弁がありました。

二十二 空き家利用において、ペット共生型賃貸住宅等具体的な方法があるのかをたまたしたのに対し、「専門業者によるリノベーションも一例かと考える。建物の魅力を感じることができする方法としては、モデルハウスやオープンハウスなど実際に物件に接する方法が挙げられる。」との答弁がありました。

二十三 五條市まで物件を見に来ることが難しい方にも興味を持っていただける取組についてたまたしたのに対し、「空き家バンクの専用のホームページから、物件の三百六十度画像を見ることができるよう、インターネットを活用した取組をこれからも続けていきたい。」との答弁がありました。

二十四 五條市内におけるヤングケアラーの人数についてたまたしたのに対し、「令和四年六月に奈良県立教育研究所が実施した調査によると、五條市内で平日三時間以上、週三日以上の家事や家族の世話をしていると回答した生徒は五人であった。」との答弁がありました。

二十五 五條市におけるヤングケアラーへのサポートやケアについてただしたのに対し、「教育的な観点からは、生徒の状況を慎重に確認し、県や市のカウンセラー等の相談活動につなげている。福祉的な観点としては、家族に対する支援も必要であることから、ヘルパー等を派遣し支援する子育て世帯訪問支援事業を立ち上げた。」との答弁がありました。

二十六 小・中学校のグラウンド、体育館等の利活用についてただしたのに対し、「各学校長が、団体等の申請者から学校施設使用許可申請書の提出を受け、学校教育上の支障がない、営利目的ではない等を審査し、その使用を許可することにより利用できるようになっている。また、現在使用していない空き校舎等の施設については、管理をしている教育総務課に申し込み後、利用が可能となる。」との答弁がありました。

二十七 令和十三年に奈良県で開催予定の国民スポーツ大会において、五條市で開催する競技についてただしたのに対し、「令和四年度に県が準備室を立ち上げ、市町村に対し意向確認等を行うなど会場選定の作業に入っており、令和八年に各競技地が内定、その後県が公式発表を行う予定と聞いている。」との答弁がありました。

二十八 西吉野農業高等学校の特色についてただしたのに対し、「柿生産量日本一を誇る五條市西吉野町という地域性を生かし、果樹を中心に野菜、草花の生産、経営などを実践的に学ぶことができ、在学中に質の高い農業技術の習得が可能である。また、農業クラブの活動や生活体験発表会などでも、全国大会で入賞するなど、大きな成果を上げている。」との答弁がありました。

以上で質疑が終了し、大谷龍雄委員から議第五号に対する反対討論がありました。

その後、当委員会に付託された十三議案について採決を行い、議第五号については起立多数により、その他の十二議案については全員一致をもって、可決すべきものとすることに決しました。

本委員会の審査日程は、十七日までとなっておりますが、審査が終了いたしましたので、十四日をもって閉会しました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（岩本 孝） 報告が終わりました。

この際、議員各位に申し上げます。

委員長報告に対する質疑は、審査の経過及び結果についてであります。
ただいまの予算審査特別委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

「〔なし〕の声あり」

○議長（岩本 孝）質疑を終わります。

昼食のため、一時三十分まで休憩します。

午後零時三分休憩に入る

午後一時三十分再開

○議長（岩本 孝）休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

日程第三、議第三号、議第五号、議第七号、議第八号、議第十号及び議第二十七号から議第三十四号までの十三議案の議事を継続いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、大谷龍雄議員の発言を許します。（「十二番」の声あり）十二番、大谷龍雄議員。

〔十二番 大谷龍雄登壇〕

○十二番（大谷龍雄）それでは、議長の発言許可をいただきましたので、議第五号 五條市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正についての反対討論を申し上げます。

この議案の内容は、御存じのように、市会議員の期末手当を現在年間三・二五分でありますけれども、それを三・三〇月分に引き上げます。○・〇五月分引き上げられるわけですが、予算に直すと三十七万七千円ということになります。僅かではありますが、やはり反対しなければならぬ理由はございます。それは、私たち五條市議会議員の一般市議会議員の報酬を人口類似自治体と比較してみますと、例えば、宇陀市は議員定数十二名で、一般市議会議員は三十三万円です。御所市は、議員定数十三名で一般市議会議員の報酬は三十九万円です。葛城市は現在議員定数十五名ですけど、次の選挙から十三名になるということでありまして、一般市議会議員の報酬は三十七万円です。五條市は、御存じのように、議員定数十二名で、一般市議会議員の報酬は四十一万八千円と、五條よりも人口一万人多い葛城市よりも、まだ大変高いわけがあります。この状況は、全国の類似自治体と比較しても、約三年前の調査では、この五條市の四十一万八千円というのは五本の指に入るぐらいの高さであります。したがって、やはりこのような議員報酬、高い下での期末手当の、僅かな引上げでありますけれども、反対させてもらう次第でございます。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（岩本 孝）以上で討論を終結いたします。

初めに、議第五号 五條市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について採決いたします。

本案に対する予算審査特別委員会委員長の報告は可決であります。

なお、本案は起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩本 孝）起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第三号、議第七号、議第八号、議第十号及び議第二十七号から議第三十四号までの十二議案を一括して採決いたします。

本十二議案に対する予算審査特別委員会委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本十二議案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岩本 孝）御異議なしと認めます。

よって、本十二議案は原案のとおり可決されました。

○議長（岩本 孝）次に、日程第四、同第一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（久保雅彦）同第一号 五條市公平委員会委員の選任について。

○議長（岩本 孝）提案理由の説明を求めます。平岡市長。

〔市長 平岡清司登壇〕

○市長（平岡清司）ただいま上程いただきました同第一号 五條市公平委員会委員の選任について、提案理由の説明を申し上げます。

山本利恵子委員が令和七年三月三十一日をもって辞職されることに伴い、その後任を選任するにあたり、地方公務員法第九条の二第二項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

後任として、河本順子氏にお願いしようとするものであります。

河本氏は、昭和五十四年から県内公立学校教諭として教壇に立たれ、その後、五條市教育委員会事務局に勤務されるなど、本市教育行政の進展に御尽力されました。

また、市内小学校の校長として魅力ある学校づくりに努められました。人格が高潔で地方自治にも精通しており、これらの経験と識見を生かし、また女性の視点による職員の不利益処分などの審理に公平な判断をしていただけのもので強く確信いたす次第であります。

議員各位には御理解をいただきまして、御賛同賜りますようお願いを申し上げて提案理由の説明といたします。

○議長（岩本 孝）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岩本 孝）質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案につきましては、討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岩本 孝）御異議なしと認めます。よって、本案は、討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより、本案を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岩本 孝）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

○議長（岩本 孝）次に、日程第五、推第一号から推第三号までの三議案を一括して議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（久保雅彦） 推第一号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて、推第二号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて、推第三号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて。

○議長（岩本 孝） 提案理由の説明を求めます。平岡市長。

〔市長 平岡清司登壇〕

○市長（平岡清司） ただいま上程いただきました推第一号から第三号までの三議案につきまして、いずれも人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることでありますので、一括して提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員であります、竹原設治委員、坂上圭子委員及び堂本 操委員の任期が本年六月三十日をもって満了となるため、その後任の候補者推薦について、議会の意見を求めるものであります。

お手元にお配りしておりますように、竹原設治氏、坂上圭子氏及び堂本 操氏の再任の同意をお願いしたく存じます。
三氏とも、人格、見識共に高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護委員としての適任者であります。

なお、任期につきましては、令和七年七月一日からの三年間であります。

議員各位には、御理解をいただき、御推挙を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（岩本 孝） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岩本 孝） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

本三議案につきましては、討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岩本 孝） 御異議なしと認めます。よって、本三議案は、討論並びに委員会付託を省略することに決しました。
これより、本三議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本三議案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岩本 孝）御異議なしと認めます。よって、本三議案は原案のとおり同意されました。

○議長（岩本 孝）次に、日程第六、発議第一号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（久保雅彦）発議第一号 性犯罪の再犯防止の取組への支援の強化を求める意見書について。
標記のことについて、五條市議会会議規則第十四条第一項の規定により、別紙のとおり提出します。
令和七年三月二十五日提出

提出者	五條市議会議員	山口 耕 司
賛成者	同	吉 田 正

○議長（岩本 孝）提案理由の趣旨説明を求めます。（「九番」の声あり）九番、山口耕司議員。

〔九番 山口耕司登壇〕

○九番（山口耕司）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま上程されました発議第一号 性犯罪の再犯防止の取組への支援の強化を求める意見書（案）について、案を朗読して提案の趣旨説明に代えさせていただきます。

性犯罪の再犯防止の取組への支援の強化を求める意見書（案）

性犯罪をした者に対して、矯正施設等において再犯防止プログラム等が実施されているが、出所後も地域社会において継続することが重要である。

令和五年三月、法務省は自治体向けに「性犯罪の再犯防止に向けた地域ガイドライン」再犯防止プログラムの活用」を策定し、このガイドラインを踏まえて、性犯罪の再犯防止に都道府県等が主体となつて取り組むことが期待されている。

性犯罪をした者の出所後の住所等については、法務省から情報提供を受け都道府県等が把握する仕組みはなく、実際に当事者に対して直接

再犯防止の取組を行うことは困難であるため、一部の都道府県では、子供に対して性犯罪をした者に、矯正施設等を出所する際に住所等の届出を求める条例を制定し、届け出られた情報を基に、カウンセリングなどの再犯防止・社会復帰支援を行っている。

こうした条例に基づく届出の仕組みがなくとも各自治体が再犯防止の取組を効果的に進めるためには、国、自治体、関係機関等の連携や性犯罪をした者に係る情報の共有が極めて重要であり、国からのより一層の支援が不可欠である。

よって政府は、次の事項について所要の措置を講じられるよう強く要望する。

記

一、性犯罪をした者に対し、矯正施設等を出所した後も自治体による再犯防止プログラム等を受ける意義について啓発を図ること。

二、再犯防止プログラム等への参加につなげるため、性犯罪をした者が矯正施設等を出所する際に、当事者の住所等を任意で国に届け出る仕組みをつくり、届け出られた情報を自治体に提供すること。

三、自治体では、性犯罪の再犯防止に必要な知識や技術を十分に有していないことから、再犯防止に係る人材の育成について支援すること。

以上、地方自治法第九十九条に基づき意見書を提出する。

令和七年三月二十五日

五 條 市 議 会

議員各位には、何とぞ御賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げます。ありがとうございました。

○議長（岩本 孝）提案の趣旨説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岩本 孝）質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案につきましては、討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岩本 孝）御異議なしと認めます。よって、本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。これより、本案を採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決し、意見書を提出することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩本 孝）起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決し、意見書を提出することに決しました。

なお、意見書の取扱いにつきましては、議長に御一任願います。

○議長（岩本 孝）この際、お諮りいたします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、会議規則第一百五条の規定により、お手元に配付いたしております閉会中の継続調査申出一覧表のとおり、閉会中の継続調査申出書が提出されております。

各委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岩本 孝）御異議なしと認めます。よって、申出どおり閉会中の継続調査とすることに決しました。

○議長（岩本 孝）以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、二十六日までとなっておりますが、議事が全部終了いたしましたので、本日、これをもって閉会いたしたいと思います
が、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岩本 孝）御異議なしと認めます。よって、本定例会は、本日、これをもって閉会することに決しました。

閉会にあたり一言御挨拶申し上げます。

議員各位には、令和七年度各会計予算をはじめ重要案件の審議に終始、御熱心に御精励賜り厚く御礼申し上げます。理事者側各位には事務

